

平成 23・24 年度 近畿地方整備局における  
ASP 方式による情報共有システムの提供サービス  
公募要項

平成 23 年 10 月 14 日

国土交通省 近畿地方整備局

## 1. はじめに

国土交通省では、土木工事における受発注者間のコミュニケーションを円滑にし、生産性の向上を図ることを目的に、ASP方式<sup>注)</sup>による情報共有システム(以下、「ASP」という。)の試行に取り組んでいるところであり、近畿地方整備局においても、ASPを活用した試行工事を拡大し、受発注者間の業務の効率化に積極的に取り組んでいるところである。

また、平成25年度から基本的に全ての工事について一般化するとされており、平成23・24年度をASPの習熟期間と位置付けられています。このため、近畿地方整備局ではこの試行期間に習熟することを目的に、ASPのサービスの提供(以下、「提供サービス」という。)者を指定するものである。

本件は、平成23・24年度の近畿地方整備局におけるASPの提供サービスを指定するために、参加表明書及び提案書の提出を求めるものである。

### 注)ASP

「アプリケーション・サービス・プロバイダー」の略。

インターネット上で利用できるアプリケーションソフトのレンタル等の有償サービス提供者のこと。

## 2. 提供サービスの選定の流れ

下記の①～⑦の手順により、ASP のサービス提供者を3～5社程度指定する。

- ① 情報共有システムの選定に参加を希望する事業者(以下、「ASP 事業者」)からの参加表明書等の募集
- ↓
- ② ASP 事業者からの参加表明書等の提出
- ↓
- ③ 参加表明書等の審査<sup>※1)</sup>
- ↓
- ④ ASP 事業者へのヒアリングの参加要請
- ↓
- ⑤ ASP 事業者とのヒアリング
- ↓
- ⑥ 総合評価(採点)
- ↓
- ⑦ サービス提供者の指定(3社)

※1)参加表明書、技術仕様書等の審査により、本試行に必要な機能の有無、サポート体制、費用等を基準に審査

## 3. サービスの提供内容

求めるサービスの提供内容は次の通りとする。

### 1) ASP の実装機能

国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成23年4月版(Rev.3.0)」(以下、「機能要件」という。)に記載されている機能を全て実装しているシステムとする。

## 2) サポート体制

ASPの利用期間において、システムの利用方法等に関する利用者からの問い合わせに適切に対応するものとする。

また、システムの利用開始に際し、利用者向けの説明会の開催及び関連資料の配付など、必要な支援を行うものとし、これにかかる費用はASPサービス提供者の負担とする。

## 3) 対象実施件数

ASPを活用した工事の施工管理を実施する対象事務所及び試行工事件数規模は次表の通りとする。

対象事務所	近畿地方整備局管内の全事務所
概算工事件数	(平成23年度)約80件程度 (平成24年度)約200～300件程度(予定)

なお、サービスの提供規模は変更する場合がある。

## 4) 利用契約及び費用負担

サービスの利用契約は、ASP 試行対象工事となる工事受注者とASPサービス提供者間において行うものとする。

なお、近畿地方整備局とASPサービス提供者間において、お互いの業務遂行を円滑に行うための「情報共有システムの利用に関する覚書」(別紙1)を交わすものとする。

## 4. 実施期間に関する事項

本試行における提供サービスが指定される実施期間(以下、「指定期間」)は、以下のとおり予定している。ただし、近畿地方整備局長は、指定期間中において国土交通省が定める「工事施工中における情報共有システム活用ガイドライン」等に基づくサービスの提供が著しく困難であると判断される場合や不誠実な行為等が認められた場合には、サービス提供者の指定を取り消す場合がある。

指定期間：結果通知日(平成23年11月17日頃)～平成25年3月31日まで

(ただし、工事の工期によってはこの限りでない。)

また、指定期間中は配置予定担当者を置くものとし、本試行を円滑に実施するために、サポート体制等全般の管理、運営等を行うものとする。

平成23年11月17日頃に予定している結果通知日より11月下旬までの準備期間については、近畿地方整備局からの指導を受け、円滑な本試行の運用を図るための準備に努めること。なお、ASPサービス提供者は、準備期間中に説明会の説明者の選任及び運用支援のためのヘルプデスクの設置に関して、近畿地方整備局の承諾を得なければならない。

## 5. 公募参加資格等

(1)「近畿地方整備局におけるASP方式による情報共有システムの提供サービス公募要綱(以下、

「公募要綱」という。)に定めるサービスを、指定期間中提供できること。

(2)3. 1)に記載する機能を実装していること。

#### 6. 参加表明書等の申請書類に関する留意事項について

申請書類(以下の様式)の内容については下記の通りとし、必要事項を記載の上、期日までに提出すること。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

申請書類	指定様式	留意事項
公募参加表明書	様式1	・代表者の押印をすること。
技術仕様書	様式2	・ヒアリングに要請された場合は、提供機能等の記載内容について確認を行う場合がある。 ・記載すべき事項があれば、備考欄に簡潔に記入すること。
国土交通省における提供実績	様式3	・国土交通省発注工事での提供実績について記載し、提供実績が確認できる書類(契約一覧表など)を添付すること。 ・情報共有システムを利用して総括監督員まで承認(決裁)を行った実績がある場合に記載すること。 ・電子検査時に情報共有システムを利用した実績がある場合に記載すること。 なお、近畿地方整備局での提供実績がある場合は、必ず記載すること。
サポート体制	様式4	・利用者へのサポートの体制として、電話、電子メール等による操作説明に関する対応状況を具体的に記述すること。 ・利用者からの機能の改良要望について、対応方針を具体的に記載すること。 ・システム障害について、障害対応の自社体制を具体的に記載すること。 ・利用者向けの操作説明会の実施内容及び開催頻度について記載すること。 なお、操作説明会に係る費用はASPサービス提供業者の負担とする。
見積書 その他	自由	利用に対する費用について以下の内容が判るものを記載すること。  ○1契約当たりの登録者数と1工事/1ヶ月あたりの月額使用料金

		<p>○初期の案件登録、ユーザー登録、変更登録等を含めた初期設定費用</p> <p>その他費用が発生する項目がある場合は、項目と見積条件を記載し、単価を記入すること。</p> <p>なお、見積書は『近畿地方整備局長』宛に代表者印を押印したものとし、見積もりの有効期限は平成25年3月31日までとする。</p> <p>また、ASP 使用にあたっての必須・推奨環境を記載すること。</p> <p>システム推奨環境 OS (例:Windows2000/XP/Vista/7 等)、 Web ブラウザ(例:Internet Explorer/Netscape Navigator/Fire Fox 等) インターネット接続回線(例:ISDN/ADSL/無線回線/光回線 等)</p>
--	--	---

## 7. 個人情報の取り扱い

指定されたサービス提供者は個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

また、システム登録されたデータについて知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 8. 公募要項及び申請書類の交付等

### (1) 交付場所(公募担当部署)

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館  
国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課 工事品質確保係  
電話 06-6942-1141(代表) 内線 3286  
FAX 06-6942-7825

### (2) 交付方法

上記(1)担当部署において直接交付、電送、電子メール及び郵送にて行う。なお、電送、電子メール及び郵送(着払い)にて公募要項の送付を希望する場合は、送付依頼書(書式自由。ただし、会社名、担当者名、電話番号及び希望する送付方法を記載し、FAX番号、電子メールアドレス

ス、送付先住所のいずれかを併せて記載する。)を電送(着信を確認すること)にて上記(1)まで送付する。

### (3) 交付期間

平成23年10月14日(金)から平成23年10月27日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

## 9. 申請書類の提出等

### (1) 提出先

8. (1)に同じ。

### (2) 提出方法

8. (1)の担当部署へ持参または、郵送及び託送(共に配達記録の残るものに限る。)すること。

### (3) 提出期間

平成23年10月14日(金)9時15分から平成23年10月27日(木)18時00分まで(郵送及び託送の場合は、提出期間内に提出先へ必着のこと)

## 10. 公募要項の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、下記 1)に、 2)の期間内に文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、持参、郵送、電送とする。(電送の場合には着信を確認すること。)

1) 受付場所: 8. (1)に同じ。

2) 受付期間: 平成23年10月14日(金)9時15分から平成23年10月20日(木)18時00分まで

(2) 質問書の提出にあたっては、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

(3) 質問に対する回答は平成23年10月25日(火)18時00分までに、電送で行う。

## 11. ASP サービス提供業者の決定方法に関する事項

提供サービスの指定方法は、下記により行うものとする。

### (1) 評価項目

評価項目は以下の3項目とする。

①提供実績

②サポート体制

③費用

### (2) 評価項目の評価方法

申請書類の内容に応じ、上記(2)の評価項目毎に評価を行い、評価点を与える。

なお、評価点の満点は70点とし、評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

評価点 = (①に係わる評価点) + (②に係わる評価点) + (③に係わる評価点)

### (3) 評価の基準等

申請書類の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価の配点に基づき評価する。

評価項目	評価基準	配点
①提供実績	平成22年4月1日から平成23年9月30日における、次の提供実績について評価する。 ・近畿地方整備局発注工事の提供実績 ・他地方整備局など国土交通省発注工事の提供実績 ・情報共有システムを利用して総括監督員まで承認(決裁)を行った実績 ・電子検査時(完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間技術検査)に情報共有システムを利用した実績	30
②サポート体制	提出資料の内容について評価する。 ヘルプデスクの内容、システム障害への対応内容、操作説明会の実施内容、機能要望への対応について評価する。 なお、ヘルプデスクの設置、システム障害への対応、操作説明会の開催が不可能な場合は選定候補から除外する。	30
③費用	月額使用料(1工事あたり利用者数15名、データ容量3GBを想定)、初期設定費用がより低額である場合は優位に評価する。	10

### (5) ヒアリングの実施

ASP サービス提供者指定の選考として、サービス内容(製品説明)のプレゼンテーション(デモ)審査及び申請書類に記載されたサービスの提供内容について質疑応答を行う。ヒアリング結果についてはサービス提供業者の指定選考に反映させる。

①実施場所:8.(1)に同じ。

②実施日:平成23年11月8日(火)または平成23年11月9日(水)予定

③実施内容:出席者は配置予定担当者を含み、最大3名とする。なお、実施日時は追って連絡する。

④ヒアリングに参加する上での留意事項

- 1)ヒアリングはサービス内容の説明(製品説明)を30分間、質疑応答を10分間とする。
- 2)製品説明は公募参加者が用意するパソコンにより配置予定担当者が行うものとする。
- 3)質疑応答時の追加資料の提出は認められない。

## 12. 公募の審査結果等について

(1)公募の審査結果は、応募者全員に平成23年11月17日(木)頃、電送にて通知する。

なお、本サービスの公募の過程の透明性を確保するため、選定者の決定後、公募参加者から提出された申請書類の評価の結果、選定者の決定理由について公表するものとする。

- (2) 非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、近畿地方整備局長に対して非選定理由について書面をもって説明を求めることができる。書面の受付は8. (1)にて行う。なお、回答は受付を行った日の翌日から起算して10日以内に書面をもって行う。

### 13. 提供サービスの指定について

近畿地方整備局長がサービスの提供者を得点の高い順から3社選定し指定する。但し、選定枠内の最下位得点者が複数の場合は、その者すべてを指定する。

なお、選定者は指定通知後から準備期間中に自らがサービスの提供者として不適切と判断した場合は、近畿地方整備局長に指定の辞退を申し出ることができる。

また、選定者が、サービスの提供者としてその透明性、公平性または運営の確実性に疑義が生じた場合、また応募時に提出した提案書の記載内容に虚偽があり、サービスの提供者として適切でないとして近畿地方整備局長が判断した場合は指定を取り消す場合がある。

### 14. その他

- (1) 公募参加者は、公募手続中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 参加申請書等の作成、提出、ヒアリングに関する費用は公募参加者の負担とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、公募参加を無効とする。
- (5) 提出された申請書類は返却しない。なお、提出された申請書類は公募の選定以外に公募参加者に無断で使用しない。
- (6) 申請書類の提出後において原則として記載された内容の変更は認めない。(軽微なもの(誤植、資格登録証等の写しの添付忘れなど)で公募担当部署の了承を得たのみ該当部分の再提出を認める)
- また配置予定担当者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、近畿地方整備局長の承諾を得なければならない。
- (7) 公募参加者は申請書類提出後、この公募要項についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (8) 実運用においては、ASP事業者を事務所単位で指定し、ASP試行対象工事となる工事受注者とASPサービス提供者との契約によるものとする。このため、今回選定されたASPサービス提供者すべてに対し近畿地方整備局が発注するASP試行対象工事において契約を約束するものではない。

## 情報共有システムの利用に関する覚書

国土交通省近畿地方整備局（以下、「調達者」という）と●●株式会社（以下、「提供者」という）は、近畿地方整備局管内における情報共有システムの試行工事の実施にあたり、調達者と提供者間でお互いの業務遂行を円滑に行うため、以下の項目について基本合意し、ここに覚書を交わすのである。

### 1. システム提供

提供者は、情報共有システムの試行工事の実施にあたり、調達者発注の試行工事受注業者との契約により ASP 方式による情報共有システムを提供するものとする。

### 2. 有効期間

本覚書の有効期間については、覚書締結時より平成25年3月31日までとする。ただし、工事の工期によってはこの限りでない。

### 3. サービスの提供期間

登録されたデータの保管期間等のサービス提供期間については、覚書締結後に調達者と協議のうえ決定するものとする。

### 4. セキュリティ

提供者は、以下の項目について事務処理を行い、工事データの保護に努めるものとする。

- ①システム監視
- ②サーバ監視
- ③ネットワーク監視
- ④ウイルス対策

具体的な監視内容及び体制については、覚書締結後に調達者に報告するものとする。

### 5. 管理瑕疵

調達者は、工事データの管理について提供者に重大な管理瑕疵があると判断した場合、または復旧及び処理対応が不適切と判断した場合には、瑕疵事案として損害の賠償請求等の内容について検討するものとする。

### 6. サポート体制

操作説明会の開催（内容、時期等）については、調達者と協議のうえ実施するものとする。

### 7. 契約内容の変更

提供者と契約相手方である工事受注業者との契約内容に変更が生じた場合は、速やかに調達者に変更内容を通知するものとする。

## 8. その他

本覚書に定めのない事項については、お互いに協議のうえ決定するものとする。

上記について、調達者と提供者の間に情報共有システムの試行工事に関する基本合意が成立した証として本書を2通作成し、調達者と提供者それぞれで署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成23年●月●日

調達者 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館  
国土交通省近畿地方整備局  
局長 上総周平 印

提供者 ●●県●●市●●丁目●●番●●号  
●●●●●●●●株式会社  
社長 ● ● ● ● 印